



報道関係者 各位

令和4年3月2日

【照会先】

秋田労働局労働基準部 健康安全課

課長 佐藤 存

産業安全専門官 田川 健志

(電話) 018-862-6683

『安全衛生優良企業』を認定！

～労働者の安全や健康に配慮した安全衛生優良企業に認定しました～

厚生労働省では、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業(以下、「安全衛生優良企業」といいます。)について認定、公表することにより社会的な認知を高めるとともに、より多くの企業に安全衛生活動への積極的な取組の促進等企業を応援することを目的として、企業の申請に基づき都道府県労働局長が「安全衛生優良企業」に認定する「安全衛生優良企業公表制度」を平成27年6月1日から実施しています。

このたび、秋田労働局(局長 川口 秀人)では、下記の企業を認定し、認定通知書交付式を開催します。

また、今回の認定は、秋田県内では2番目となり、認定された企業名は厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」でも公表されます。

認定を受けた企業は、安全衛生優良企業認定マークを名刺や商品などに使用し、労働者の安全や健康を守る働きやすい企業であることを求職者や取引先などにPRすることができます。

【認定企業】

株式会社 SMM プレシジョン (能代市)
業種：電気機械器具製造業



(安全衛生優良企業認定マーク)

【認定通知書交付式】

1 日 時 令和4年3月3日(木) 午後1時00分～
2 場 所 秋田労働局 4階会議室

(秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階)

※当日の取材希望がございましたら、事前に健康安全課(018-862-6683)まで連絡願います。

今回の認定企業では、当該制度の認定基準(別添資料番号1参照)を満したほか、次頁のとおり積極的な安全衛生の取組が行われています。

認定企業における安全衛生取組事例

社員の生活・業務への配慮によって、健康的に仕事と家庭を両立できる職場環境の形成を目指す。

1. 安全面

- (1) 建物内における通路での社員同士の衝突防止や転倒防止対策として、廊下の曲がり角や階段との合流部分にカーブミラーやパトライトを設置することで、「見える化」による労働災害防止対策を実施している。
- (2) 安全衛生掲示板の活用により、社内で取り決めた作業ルールや、健康診断の実施状況、関連企業で発生した労働災害事例等を見やすく掲示して、社員全員が情報共有できる体制を整えている。
- (3) 休業に至らない労働災害や、ケガにつながるようなヒヤリハット事案の収集に努め、収集した情報を社内共有し、その都度再発防止対策を検討し、休業災害が発生しないよう対策を行っている。この結果、令和3年12月20日現在において、7,780日休業災害ゼロを継続している。

2. 健康面

- (1) 社員の健康に関する動機づけとして、定期健診の3か月前に全社員に対して万歩計を活用した健康改善活動を実施している。期間中の歩数に対する報奨制度を設け、楽しみながら健康管理ができる工夫を行っている。
- (2) メンタルヘルス対策として、相談窓口担当者を複数選任し、相談しやすい体制を整えて対応している。また、相談窓口担当者はメンタルヘルス関係セミナーの受講や専門機関の訪問支援を受けながら、スキルアップに努めている。
- (3) 新規に取り扱う各種化学物質の危険性・有害性について、担当者が事前に安全衛生教育を受け、それに基づき社内で適切な作業方法や作業に必要な保護具の使用方法についてルールを定め化学物質の取り扱いを行っている。

秋田労働局では、今後も安全衛生優良企業公表制度を通じて、企業の安全衛生対策の推進に向けた取組を進めています。

参考

安全衛生優良企業が公表されているサイト「職場のあんぜんサイト」

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_klist.html

添付資料

- 1 安全衛生優良企業認定基準 … 資料番号1
- 2 安全衛生優良企業パンフレット … 資料番号2

安全衛生優良企業認定基準

次の 1 及び 2 を満たす場合に、安全衛生優良企業と認定する。

- 1 別添中の第 1、第 2 の必要項目
全ての項目を満たす必要があること。

- 2 別添中の第 3 の評価項目

(1) 項目別基準

各分野別の評価項目の合計については、下表のとおりそれぞれの総計の 6 割以上を満たすこと。

(2) 総合点基準

全評価項目の総合点については、下表のとおり総計の 8 割以上を満たすこと。

| | | 取組評価点 | 実績評価点 | 合計 |
|-------|-------------------------------|-------|-------|---------------------|
| 1 | 安全衛生活動を推進するための取組状況 | 5 点 | - | 5 点 (項目別基準：設けない) |
| 2 - 1 | 健康管理の取組状況 | 10点 | 2 点 | 12点 (項目別基準：8 点) |
| 2 - 2 | メンタルヘルス対策への取組状況 | 10点 | - | 10点 (項目別基準：6点) |
| 2 - 3 | 過重労働防止対策の取組状況 | 10点 | 3 点 | 13点 (項目別基準：8 点) |
| 2 - 4 | 受動喫煙防止対策の実施状況 | - | 2 点 | 2 点 (項目別基準：設けない) |
| 3 | 安全でリスクの少ない職場環境の整備の取組状況（製造業等※） | 10点 | 3 点 | 13点 (項目別基準：8 点) |
| 合計 | 製造業等※ | 45点 | 10点 | 55点（総合点基準：44点） |
| | 製造業等以外※ | 35点 | 7点 | 42点（総合点基準：34点） |

(注) 製造業等とは「労働安全衛生施行令第 2 条第 1 号および同条第 2 号に掲げる業種(林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業)」を示す。

別添

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目（必要項目）

1 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの

| 項目 |
|---|
| ① 過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと |
| ② 過去3年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関により企業名が公表されていないこと |
| ③ 労働安全衛生法第98条に基づき、労働基準監督署長等から機械・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合には、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること |
| ④ 現在、労働安全衛生法令の重大な違反についての是正指導を受けたものについて、改善がなされていない事実がないこと |

2 労働災害発生状況（派遣労働者を含む） ※状況を確認するもの

| 項目 |
|---|
| ① 過去3年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を2件以上発生させていないこと |
| ② 過去3年間のすべての年において、企業の同一業種の事業場（厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場に限る）ごとに休業1日以上の労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）を下回っていること ※特定元方事業者の事業場においては、一の仕事の現場、構内で発生した労働災害全体（下請も含む）で換算すること |
| ③ （有機溶剤業務等特殊健康診断の対象業務がある場合）過去3年間のすべての年において、特殊健康診断の有所見率が全国平均を下回っていること ※「特殊健康診断」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、電離放射線、高気圧業務があること |
| ④ （有機溶剤業務等作業環境測定の必要な業務がある場合）過去3年間、作業環境測定を単位作業場所ごとに実施していること。また、その結果、第3管理区分と評価された単位作業場所がないこと、又は、あった場合には、当該単位作業場所の翌回の測定において第3管理区分以外に改善されていること ※「作業環境測定」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、粉じんの測定があること |

3 その他優良企業として満たしていることが必要な状況 ※状況を確認するもの

| 項目 |
|---|
| ① 過去3年間の企業活動において、「安全衛生に関する優良企業」としてふさわしくない問題を生じさせていないこと ※この項目は、社会的に影響がある同種の悪質又は不適切な事案を生じさせたとして、国から公表等されたことがないかを確認する |
| ② 過去2年間に「安全衛生優良企業認定取消基準」に該当することが確認され、認定が取り消されたことがないこと ※認定を受けたことのある企業が対象 |
| ③ 過去3年間に安全衛生優良企業認定マーク、呼称等の不正使用がないこと ※認定を受けたことのある企業が対象 |

第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目（必要項目）

1 安全衛生の実施体制の取組 ※取組を確認するもの

| 項目 |
|--|
| ① 各事業場（10人以上の事業場）に従業員の健康や安全を担当する組織があるか、又は担当者を置いているか、また、企業本社には、全社的な健康や安全を担当する組織又は担当者を置いていること |
| ② ①の従業員の健康や安全を担当する組織又は担当者は、労働災害の発生状況や各種の安全衛生に関する計画の実施状況を継続的に把握し、問題点があった場合には、事業場内（企業内）で情報を共有した上で、必要な対策を検討するようになっていること |
| ③ 各事業場に健康や安全に関する責任者を任命していること |

2 安全衛生全般の取組 ※取組を確認するもの

| 項目 |
|---|
| ① 企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化していること |
| ② ①の明文化した従業員の健康や安全の確保を重視する方針を従業員に周知、共有していること |
| ③ 全社的な従業員の健康や安全の取組についての計画策定や見直しの際に従業員（従業員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては、労働者の過半数を代表する者）の意見を反映させていること |
| ④ 企業のトップ（幹部）に次の項目について報告していること |
| ア 企業全体の労働災害の発生状況（労働災害が発生している場合） |
| イ 発生した労働災害の再発防止対策（労働災害が発生している場合） |
| ウ 各種安全衛生に関する計画の進捗状況 |
| エ 企業全体の労働時間の状況 ※企業全体の職場ごとの時間外労働の状況といった統計的なものなど |
| オ 企業全体の従業員の健康状況 ※企業全体の健康診断結果に基づく有所見の状況といった統計的なものなど |
| ⑤ 次の項目について、従業員が容易に状況を知ることができるようになっていること |
| ア 企業内の労働災害の発生状況（労働災害が発生している場合） |
| イ 発生した労働災害の再発防止対策（労働災害が発生している場合） |
| ウ 各種安全衛生に関する計画の内容及び進捗状況 |
| また、次の事項については、従業員ごとに、情報を通知していること |
| エ 従業員ごとの労働時間の状況 ※適正に把握された労働時間 |
| オ 従業員ごとの健康診断の結果 |
| ⑥ 安全衛生教育に関する実施計画を策定し、実施していること（労働安全衛生法に定める雇入れ時教育や特別教育も含む） |
| ⑦ 厚生労働省のあんぜんプロジェクトに参加するなど、自社の安全衛生の取組の見える化（外部に公開）を行っていること |

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（評価項目）

1 安全衛生活動を推進するための取組状況 ※取組を評価するもの (5点)

| 項目 | 評価点 |
|---|---------------|
| ① 主要な事業場ごとに安全衛生に関して従業員が主体となって行う取組を支援しているか | 1.5点 |
| ② 従業員の健康や安全に関する計画策定や見直しにあたり、本社及びすべての事業場において、広く従業員の意見を求め、その意見を反映できる仕組みを設けているか ※第2の2の③の必要項目と異なり、代表者の意見のみならず、さらに広く意見を聴取している取組 | 1.5点 |
| ③ 各事業場の安全衛生組織・担当者の活動が効果的に機能できるよう、継続的に本社からの支援が実施されているか | 1点 |
| ④ 国、地方自治体又は労働災害防止団体による安全衛生に関する優良とされる表彰（過去3年以内のものに限る）や認証（有効期間内のものに限る）を取得しているか ※企業の複数の事業場で認証等を取得している場合は1点とする | 各0.5点 上限1点 |

2 健康で働きやすい職場環境の整備

2-1 健康管理の取組状況

2-1-1 健康管理の取組 ※取組を評価するもの (10点)

| 項目 | 評価点 |
|--|-----|
| ① 企業全体としての従業員の健康の保持・増進に関する計画（年間スケジュール表を含む）を策定し、着実に実施しているか | 2点 |
| ② ①の健康の保持・増進に関する計画を従業員と共有しているか | 2点 |
| ③ 計画の進捗や企業全体の健康の保持・増進に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか | 1点 |
| ④ 健康測定の結果を踏まえた健康教育や健康相談などの健康保持増進措置を全社的に行っているか | 1点 |
| ⑤ 従業員の健康保持増進の取組に関して、医療保険者（健保組合など）が行う保健事業との連携が図られているか | 1点 |
| ⑥ 従業員への保健指導の実施等の医療保険者が行う保健事業について、従業員が参加しやすいよう協力をを行っているか | 1点 |
| ⑦ 疾病を有する従業員が、治療しながら仕事を続けられるように社内の仕組みを構築し、対象従業員への支援を行っているか | 2点 |

2-1-2 健康管理の状況 ※実績を評価するもの (2点)

| 項目 | 評価点 |
|------------------------------------|-----|
| ① 過去3年間の各年で定期健康診断の有所見率が前年より改善しているか | 2点 |

2-2 メンタルヘルス対策の取組状況 ※取組を評価するもの (10点)

| 項目 | 評価点 |
|----------------------------------|-----|
| ① 企業全体としてのメンタルヘルス対策を推進するための計画を策定 | 2点 |

| | |
|---|----|
| し、実施しているか | |
| ② メンタルヘルス対策を推進するための計画を従業員と共有しているか | 2点 |
| ③ 計画の進捗や企業全体のメンタルヘルス対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか | 1点 |
| ④ 従業員に対しストレスチェックを実施し、その結果に基づき自社の傾向の把握や職場改善を行っているか | 1点 |
| ⑤ 従業員が利用可能なメンタルヘルスの相談窓口を設け、従業員に周知するなどの活用の促進を図っているか（又は利用可能な外部の相談窓口を従業員に案内しているか） | 1点 |
| ⑥ 管理者も含む従業員に対し、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修を行っているか | 1点 |
| ⑦ メンタルヘルス不調者に関する対応について、社内での対応方針を定めて運用しているか | 1点 |
| ⑧ メンタルヘルス不調により休職した従業員に対する職場復帰を支援するためのルールを策定しているか | 1点 |

2－3 過重労働防止対策の取組状況

2－3－1 過重労働防止対策の取組 ※取組を評価するもの (10点)

| 項目 | 評価点 |
|--|-----|
| ① 過重労働防止対策として、企業全体の労働の負荷を軽減するための計画（具体的な取組の方針など明文化されたものを含む）を策定し、実施しているか | 2点 |
| ② 過重労働防止対策の計画を従業員と共有しているか | 2点 |
| ③ 計画の進捗や企業全体の過重労働防止対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか | 1点 |
| ④ 従業員の労働時間をタイムカード等により適正に把握した上で、所定労働時間を超えて労働させた時間について、該当する従業員の管理者にその情報を提供し、社内基準に抵触する場合には、改善の取組を促しているか | 1点 |
| ⑤ 1ヶ月あたりの時間外・休日労働が80時間を超える従業員に対し、医師による面接指導を従業員が受けやすいよう取組・工夫を実施しているか | 2点 |
| ⑥ 全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施しているか | 2点 |

2－3－2 過重労働防止対策の状況 ※実績を評価するもの (3点)

| 項目 | 評価点 |
|--|------|
| ① 過去3年間のすべての年において年次有給休暇の取得率が70%以上であるか | 1.5点 |
| ② 過去3年間のすべての年において1週間当たり40時間を超えて労働させた時間（いわゆる残業時間）が2ヶ月以上連続して月80時間を超えた従業員がいない状況であるか | 1.5点 |

2-4 受動喫煙防止対策の取組状況 ※実績を評価するもの (2点)

| 項目 | 評価点 |
|--|-----|
| ① 企業のすべての屋内の職場において、受動喫煙防止対策（全面禁煙又は空間分煙（※））を実施しているか （※）換気設備を有する喫煙室以外の屋内の職場を禁煙としていること | 2点 |

3 安全でリスクの少ない職場環境の整備

3-1 安全でリスクの少ない職場環境の整備の取組（リスクアセスメントの実施状況等）

※取組を評価するもの (10点)

(製造業、建設業、運輸業など危険有害業務のある業種に限る) (注)

| 項目 | 評価点 |
|--|------|
| ① 安全活動のための計画（全社的又は事業場ごと）を策定し、着実に実施しているか | 1.5点 |
| ② 安全活動のための計画を従業員と共有しているか | 1.5点 |
| ③ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を継続的に実施するための具体的な方法を定め、実施体制を整えており、着実に実施されているか | 0.5点 |
| ④ ヒヤリ・ハット活動を継続的に実施するための具体的な方法を定め、実施体制を整えており、着実に実施されているか | 0.5点 |
| ⑤ 危険予知（KY）活動を継続的に実施できる体制が整っており、実施しているか | 0.5点 |
| ⑥ 過去の労働災害の事例の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく再発防止対策が実施されているか | 1点 |
| ⑦ リスクアセスメントの実施のための社内ルール（実施時期、実施体制、実施責任者、実施手順、実施後の対応方法等）を定めているか | 0.5点 |
| ⑧ 社内ルールに基づいてリスクアセスメントが実施され、その結果が適切に記録されているか | 0.5点 |
| ⑨ リスクアセスメントの実施結果に基づき、必要な改善措置を講じる手順が定められているか | 0.5点 |
| ⑩ リスクアセスメントの実施結果、講じた改善措置については、関係する従業員に情報提供しているか | 0.5点 |
| ⑪ 安全活動（③から⑩までの活動を含む）の実施において、現場の従業員や労働組合など広く従業員の意見を求め、その意見を反映できる仕組みを設けているか | 1点 |
| ⑫ 構内下請事業場がある事業場（建設業であれば現場の関係下請事業者）においては、上記③から⑩の事項について、関係請負人と一体的に取り組み、指導支援を行っているか | 1点 |
| ⑬ 事業場で想定される労働災害、事故時の緊急時対応が手順化され、関係者への教育訓練がなされているか | 0.5点 |

3-2 安全でリスクの少ない職場環境の整備の状況 ※実績を評価するもの (3点)

(製造業、建設業、運輸業など危険有害業務のある業種に限る) (注)

| 項目 | 評価点 |
|---|-----|
| ① 過去3年間のすべての年において企業の製造業等の業種の事業場の休業1日以上の労働災害の発生率が、同一業種の平均発生率(度数率)に比べ1／2未満であるか | 2点 |
| ② 過去3年以内に、死亡災害又は障害等級7級以上に相当する労働災害、労働安全衛生規則第96条に規定する事故(爆発事故、移動式クレーンの転倒事故など)、電離放射線障害防止規則第42条(放射性物質が多量に漏れる等の事故)に規定する事故を発生させていないか | 1点 |

(注) 製造業等とは「労働安全衛生施行令第2条第1号および同条第2号に掲げる業種(林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業)」を示す。

安全衛生優良企業 は労働者の 安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して—安全衛生優良企業認定を受けませんか？



健康

安全

**安全衛生
優良企業**



**働き
やすい**



安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



厚生労働省労働基準局安全衛生部
都道府県労働局（労働基準部健康安全主務課）

認定の
基準は？

認定の基準の概要は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

STEP 1

必要項目を
全て満たす

第1 企業の状況として満たしていることが 必要な項目

- 労働安全衛生法等の違反の状況
- 労働災害発生状況
- その他優良企業としてふさわし
くない事項

優良企業にふさ
わしいかどうか
確認します

STEP 2

主要な取組・対
策ごとに6割以
上、全体とし
ては8割以上を取
得する

第2 企業の取組として満たしていることが 必要な項目

- 安全衛生体制の状況
- 安全衛生全般の取組

基本的な取組が
できているか確
認します

第3 企業の積極的な取組を 評価する項目

- 安全衛生活動を推進するための
取組
- 健康で働きやすい職場環境の整
備（健康保持増進対策、メンタル
ヘルス対策、過重労働防止対策、
受動喫煙防止対策）
- 安全でリスクの少ない職場環境
の整備

積極的な活動を
評価します

安全衛生優良企業

企業

誰もが安心して
健康に働くこと
ができる会社で
あることをPR
したい。

労働災害の防止や労働者の健康確保対策
は、働く全ての人やその家族にとって大
切なことでありながら、積極的に取り組む企
業の認知度が高いとは言えませんでした。
そのため、この制度は、労働安全衛生対策
をより広く認知してもらうこと、そして積
極的な取組を進める企業を応援すること
を目的として作られました。

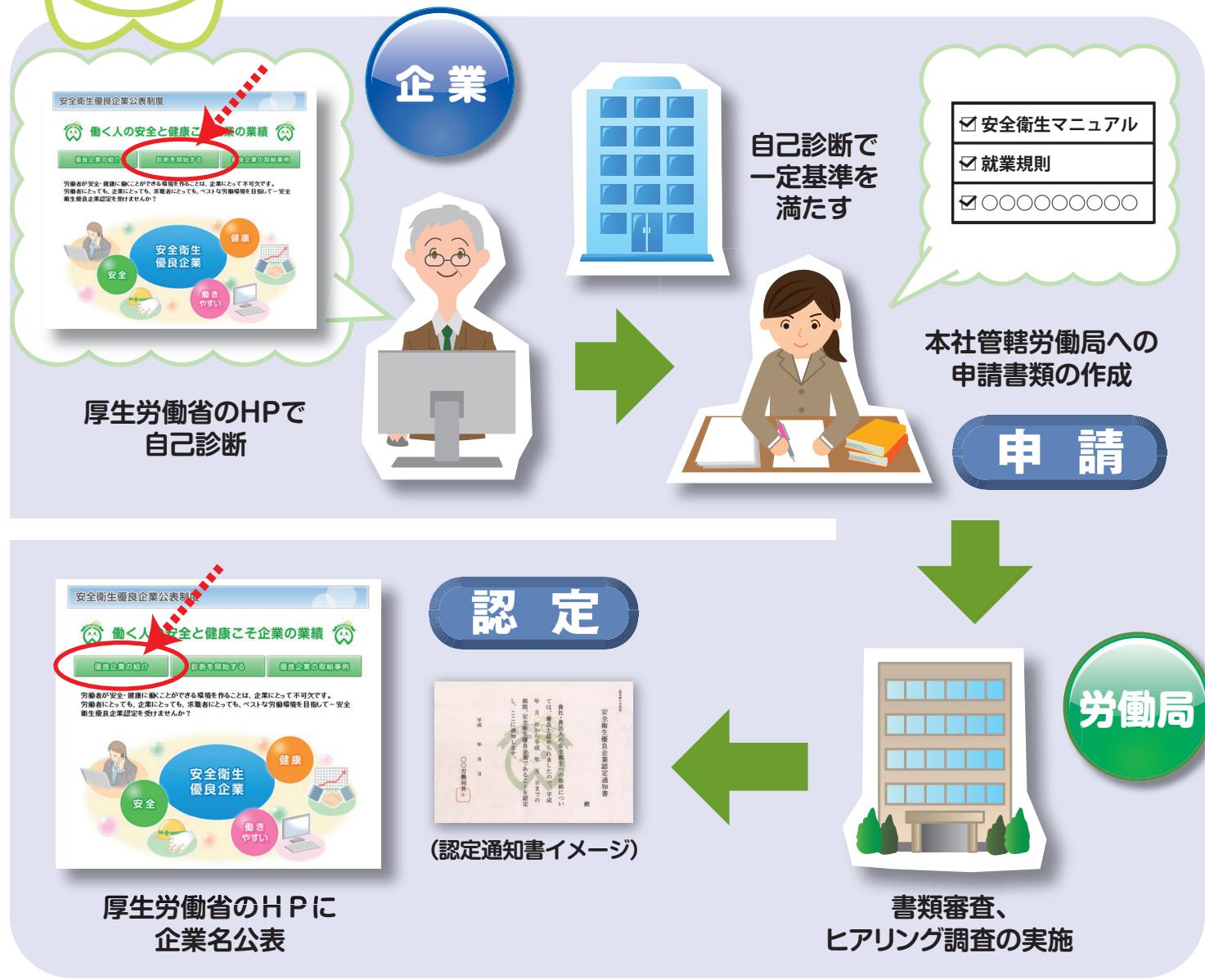
社員に健康に働
いてもらうため
の企業独自の取
組も、評価して
もらいたい。

企業

申請の方法は?

申請の方法は次のとあります。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



申請Q&A

Q どんな企業が申請できるのですか？

A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。

Q 認定期間は何年ですか？

A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。

Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらいよですか？

A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていなければ項目を満たしていない、というものではありません。

Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

認定の
メリット
とは?

優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所でPRすることができます。それによって、以下のような効果が生まれます。

みんな元気で
仕事がはかどる!

安全・健康確保による生産性の向上

取引先が
優良企業だと
安心だ!

取引先へのPR

企業イメージの
向上

社員を
大目にする
会社だな!

安全・健康に
長く働けそう!

社員の働く
意欲向上

優良企業なら
働きやすいね!

ホームページ

安全衛生優良企業についての情報は、ホームページをご覧ください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



お問い合わせは



都道府県労働局労働基準部健康安全主務課へ

受付時間 8時30分から17時15分まで（土曜日・祝日・休日・年末年始を除く）

働く人の安全と健康こそ企業の業績
認定制度を活用しましょう！